

第4期特定健康診査等実施計画

和歌山県市町村職員共済組合

第1 目的

国民が健康と長寿を確保しつつ、医療費の適正化に資するため、生活習慣病を中心とした疾病予防を重視することとし、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づいて、当組合においても40歳以上75歳未満の組合員及び被扶養者に対し、糖尿病等の生活習慣病に関する特定健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導（特定保健指導）を実施することとされました。

また、我が国において、生産年齢人口の減少が加速する近い将来に向けて、人生100年時代に相応しい予防・健康づくりの推進が重要となり、新たな取組みが求められています。

その目的のための基盤として、特定健康診査及び特定保健指導（以下「特定健康診査等」という。）の実施から健康課題を抽出し、対策を行い、そして解決していくことが必要不可欠となります。

本計画は、第3期データヘルス計画に伴う実施計画として、当組合の特定健康診査等の実施方法に関する基本的な事項、特定健康診査等の実施並びにその成果に係る目標に関する基本的事項について定めています。

第2 和歌山県市町村職員共済組合の現況

当組合は、県内の市町村役場及び一部事務組合等に勤務している地方公務員及びその被扶養者に対し、医療、年金及び福祉の3事業を行っている。令和4年度末の構成所属所数は75である。令和4年度末組合員（任意継続組合員を含む。以下同じ。）数は18,408人で、平均年齢は44.5歳、被扶養者数（任意継続組合員の被扶養者を含む。以下同じ。）は14,024人となっている。

健康診断について、組合員においては、所属所の事業主健診または当組合の人間ドック及び脳ドック（30歳以上の者について助成）により行っている。

事業主健診については、4カ所の健診機関との間で契約して健診車による巡回方式により定期健康診断を実施している。

また、被扶養者においては、各市町村が実施する住民健診または当組合の人間ドック、脳ドック及び特定健康診査により実施している。

なお、人間ドック及び脳ドックについては27カ所の検査機関との間で契約して実施している。

第3 達成目標

1 特定健康診査の実施に係る目標

令和6年度以降の受診率（目標）は以下のとおりである。なお、国の参酌標準については変更となる場合あり。

(%)

R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	国の参酌標準
70	70	70	70	70	70	70

2 特定保健指導の実施に係る目標

令和6年度以降の実施率（目標）は以下のとおりである。なお、国の参酌標準については変更となる場合あり。

(%)

R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	国の参酌標準
25	30	34	38	42	45	45

第4 特定健康診査等の受診率等（実績）

1 特定健康診査受診率 組合員＋被扶養者

(%)

R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
—	—	—	—	—	—

2 特定保健指導実施率 組合員＋被扶養者

(%)

R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
—	—	—	—	—	—

第5 特定健康診査等の実施方法

1 実施場所

①特定健康診査について

組合員については、労働安全衛生法の規定による所属所が実施する健康診断を委託した健診機関で、所属所が指定した場所での集団検診と、当組合が契約している健診機関での人間ドックを実施する。

被扶養者については、集合契約に基づく健診機関、人間ドック及び地域ごとに健診車による巡回方式により実施する。

②特定保健指導について

組合員については、委託した業者において実施する。

被扶養者については、健康診断を委託した健診機関及び集合契約に基づく健診機関で実施する。

2 実施項目

実施項目は、「標準的な健診・保健指導プログラム」（以下「プログラム」という。）第2編第2章に記載されている健診項目（検査項目及び質問項目）とする。

3 実施時期

実施時期は通年とする。

4 契約形態

①特定健康診査

組合員については、実施した健康診断の特定健康診査項目のデータを受領し、また、人間ドックについては、特定健康診査の検査項目のみを抽出し、特定健康診査の実施に代える。

被扶養者については、代表医療保険者を通じて健診委託契約を結び、代行機関として社会保険診療報酬支払基金を利用して決済を行う他、全国巡回健診を行う業者と委託契約し、全国での受診が可能となるよう措置する。

②特定保健指導

特定保健指導の対象者に対し、「プログラム」第3編に基づき業者と委託契約の上、実施する。

5 受診・利用方法

被扶養者の特定健診等対象者に、受診券及び利用券は対象者の自宅あて郵送する。

特定健診等対象者は、受診券又は利用券とともに被扶養者証等を健診機関・指導機関に提示し、特定健診等を受ける。

なお、受診等の窓口負担は求めないこととするが、毎年度見直しを行う。

6 周知や案内の方法

当組合の広報誌・ホームページへの掲載等を通じ組合員に周知を図る。

また、被扶養者に対しては、受診券、利用券を送付する際に案内を同封し周知を図る。

7 事業主健診等の健診データの受領方法

健診等データは、国の定める標準様式で電磁的記録媒体により受領する。

8 特定保健指導の対象者の抽出の方法

「プログラム」記載の選定方法に準じて、指導対象者を選定・階層化する。

9 実施に関する年間のスケジュールその他必要な事項

通年実施し、必要が生じた場合には、年度後半に次年度の契約準備などを行う。

第6 個人情報保護

1 健診・保健指導データの保管方法や管理体制、保管等

健診データを当組合の特定健診等システムに管理・保管する。

2 記録の管理に関するルール

- ① 当組合は、和歌山県市町村職員共済組合個人情報保護に関する規定を遵守する。
- ② 当組合及び委託された健診機関・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らさない。
- ③ 当組合のデータ管理者は、事務局長とする。また、データの利用者は当組合の特定健康診査等事務に従事する職員に限る。
- ④ 外部委託に際しては、個人情報の厳重な管理や目的外使用の禁止、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記するとともに、委託先の契約遵守状況を管理する。

第7 特定健康診査等実施計画の公表及び周知

本計画の周知は、当組合広報誌及びホームページに掲載する。

第8 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

本計画については、毎年実施に基づき評価する。

また、目標と大きくかけ離れた場合その他必要がある場合には見直すこととする。

第9 その他

本事業については、各所属所と協力・連携し円滑な実施を図ることとする。